

第1章 調査検討結果の概要（まとめ）

1.1 検討委員会の経過

（1）基山町図書館等建設検討委員会の目的

基山町図書館等建設に関して検討を行うにあたり、検討委員会が設置されました。

検討委員会の目的は、基山町立図書館ならびに歴史民俗資料館の老朽化に伴う改築について、下記の事項に関して討議を行い、検討委員会の総意として報告書を作成し、基山町教育委員会に提出することです。

- ① 図書館等施設の基本的な方向性に関すること
- ② 図書館等施設の機能とサービスに関すること
- ③ 図書館等施設の建設の可否に関すること
- ④ 図書館等施設の場所及び規模に関すること
- ⑤ その他図書館等施設づくりに必要な事項に関すること

（2）検討委員会の構成内容

検討委員会は、下記の委員8名で構成されています。

- ① 町民・・・・・・・・・・・・・・・・・・5名
- ② 図書館等について専門的な知識を有する者・・・2名
- ③ 町職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名

（※検討委員会の構成メンバーは、第6章「参考資料」6.1参照）

納税者ならびに図書館を利用する立場から公募された町民が5名、また専門的な立場から他自治体で図書館運営に携わっている職員が2名、そして町教育委員会を代表して大串教育長が参画され、図書館等の改築の是非ならびに建設地について検討を行いました。

(3) 検討委員会の開催日及び協議内容

平成 24 年 10 月 12 日に第 1 回検討委員会を開催し、下表の日程で調査検討を協議してきました。

回	開催日	主な審議内容
第 1 回	平成 24 年 10 月 12 日	<ul style="list-style-type: none">・ 図書館等の現状について・ 前回（平成 15 年度）の検討委員会の答申・ 平成 23 年度の庁内検討委員会の報告・ 今後の検討委員会の進め方
第 2 回	平成 24 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の館建物の現状と問題点・ 図書館に関するワークショップの説明と結果・ 図書館の施設規模の検討の関する基礎データ・ 歴史民俗資料館の現状・ 基山町に望ましい図書館施設内容・規模・ 図書館の建設の可否と最適な場所の選択方法
第 3 回	平成 24 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none">・ 図書館の基本的な概念、施設空間、機能の関係・ 基山町に望ましい図書館施設規模の試算・ 現在の図書館の改築増築に対する問題点・ 新しく図書館を建設する候補地について・ 現在の町役場庁舎内に対する問題点・ 候補地の選択に対する基本的条件・ 候補地に対する評価基準・優先順位
第 4 回	平成 25 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none">・ 図書館への来客手段に対するアンケート調査結果・ 図書館の候補地に対する町民の意識アンケート調査結果・ 候補地（庁舎西側）にある送電線と電磁波の関係・ 候補地（3ヶ所）に対する特性及び課題の整理
第 5 回	平成 25 年 2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 候補地に対する最終判断・ 提出する報告書の構成・ 検討委員会としての報告書の内容
第 6 回	平成 25 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・ 報告書の最終確認・ 報告書の提出

1.2 検討委員会の提言

検討委員会からの提言を以下に順をおって記します。なお、本提言に至るまで、検討委員会で議論を交わした諸事項については、次章以下で詳細に報告していますので、そちらをご参照ください。本章では、まとめとしての提言を記しています。

まずは、現状把握を行い、図書館等施設の改築の是非から報告します。

(1) 現在の図書館・歴史民俗資料館の現状と課題

基山町立図書館・歴史民俗資料館は、昭和57年4月に開館し、図書資料数は約7万冊、考古・民俗資料数は約1万3千点ならびに未整理出土品270コンテナ、図書の年間貸出冊数は約11万冊、図書館の1日の貸出人数は約90人、年間貸出人数は約23,600人（延人数）で基山町の人口の約1.3倍の方が利用されています。

しかし、建物が建設されてから約30年が経過し、図書館や歴史民俗資料館が有する課題は、以前開催した図書館に関するワークショップの結果及び利用者に対して実施したアンケート調査結果に表現されるように、以下の諸課題を上げることができます（第3章参照）。

● 建物が有する課題

○河川改修に伴う改築移転（第4章4.5参照）

- ・建物南側を流れる実松川の河川改修が佐賀県によって計画されており、現在の建物の1/3が河川改修区域に入っている。

○建物老朽化（30年が経過）からくる諸課題

- ・施設維持電力（照明・空調等の電気量）消費量の増加
- ・建物躯体の亀裂、雨漏り、カビの増殖

○生涯学習機能ならびに来館者が憩える空間が不足している。

● 図書館が有する課題（第3章参照）

○書棚の間隔が狭く、読書空間が不足している。

○書籍を整理する作業空間が不足している。

○貴重な図書を収蔵する書庫面積が少なく、年間1.5～2.0千冊程度除籍している。

○図書館事業（子どもたちへの読み聞かせ等）を展開する空間が不足している。

● 歴史民俗資料館が有する課題（第3章参照）

○雨漏りによる展示ケース内の虫害・カビによる被害が展示物に出ている。

○展示ケース破損のため、展示物滅失の危険があり、町の宝を充分展示できない。

○特別史跡基肆城跡出土品や町内の生活を知る民俗資料などの収蔵空間が不足している。

○展示解説ができる専門職員が常駐していない。



上記諸課題から図書館等施設の改築を検討する最大の理由は、建物に接して流れる実松川の河川改修が県によって計画されていることです。このことから、現建物は河川改修工事の際に

は解体せざるを得ない状況にあり、そのための方策を検討する必要が生じてきました。

実松川河川改修による現建物の解体が避けられない

次に、建設から約30年の年月が経過し、建物老朽化からくる様々な問題が表面化してきています。最も懸念される課題は、構造体の劣化に伴う建物崩壊の危険性が高まっていることです。利用者の安全が懸念される施設に、安全面を軽視して利用を継続することは、公共施設としては問題があります。

老朽化から懸念される建築構造物のもつ危険性の増加

現在の図書館は、書棚の間隔も狭く、ゆっくり読書できる空間スペースも少ないうえ、子どもから高齢者まで生涯学習の場としての機能及び町民が交流できる場が不足しています。

また、社会教育施設として図書館等施設で行うことが望ましい文学及び歴史関係の講座、講演会等の集会行事を含む様々な教育普及事業が実施できていない点も課題といえます。

町民へ十分な情報（知・学・交流）を提供できるサービス空間が不足

このような理由から、図書館等施設の建設を検討する必要性が出てきました。

(2) 基山町の望ましい図書館の施設規模

書物（本）は、人生にとって自らの存在を確かめるモノです。時間・空間を超えて自分以外の人がつくりだした「思い」「考え」そして「知識」が記されているからです（第2章参照）。

基山町図書館の貸出人数は、先に記しましたように、年間延べ約23,600人で、基山町の人口の約1.3倍の方が利用されています。その他に、町内の学校との連携によって、学習テーマに沿った授業用の図書の貸し出し等が行われています。いわば、町内の児童生徒が図書館利用者の「固定客」ともいえる存在です。学校にも学校図書館がありますが、多様な図書を所蔵している町立図書館からの貸し出しによって、学校図書館では見ることができない図書の提供が行われています。

基山町の人口は、当面の目標人口として約19,000人（現【H25.2.1現在】人口、17,700人弱）を想定しています。人口規模に対する図書館の施設規模については、国の基準、県の基準がありますが、それを目安に考えると、基山町の図書館の延床面積は、約900m²～1,400m²と考えられています。これはあくまでも国・県の基準であり、町民が図書館に何を求めるのか、さらに町が置かれた財政状況によって変わるものと考えられます。

先に記した課題やこれらのことを考慮した上で、基山町に望ましいと判断される図書館の施設規模は、現在の判断で国・県が出している延床面積で約900m²～1,100m²（現在の面積の約2.3倍～2.8倍）が相応しいのではないかと考えています（第4章参照）。

望ましい図書館の施設規模（延床面積）＝約900m²～1,100m²

(3) 現在地での図書館等施設の建替えに関する問題【第5章参照】

現在の図書館ならびに歴史民俗資料館の用地面積は、約1,949m²です。しかし、先ほど記したように建物の南に隣接して流れる実松川は、将来河川改修の計画が佐賀県で進められています。この計画によると、現在の建物の一部が河川改修にかかり、かつ現在の用地の約1/3が河川改修によって失われることが分かっています。残りの用地面積は、約1,390m²と狭くなります。

望ましい図書館の建物建築面積(900m²~1,100m²)を現在の用地に適用すると駐車場、駐輪場等の確保が困難となります。また、一階を駐車場・駐輪場などとし建物を多層構造にすることで、狭い敷地の有効活用が考えられますが、図書館等の施設利用者の状況を考慮すると、階段・エスカレーター・エレベーターなどの付帯設備の設置と維持費を考慮しなければなりません。従って、現在の場所に新しい図書館を建設することは、用地面積不足問題の解決や付帯施設への維持費が相応に増加してくることを想定しなければなりません。

現在の場所での図書館等施設の建設は、用地面積が不足

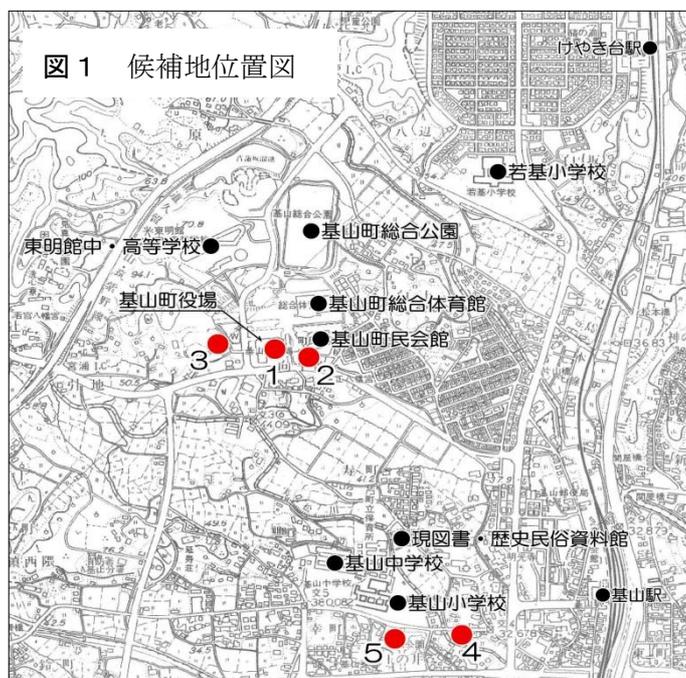
(4) 新たな図書館等施設の候補地

現在の場所では用地面積が不足しますので、移転を考えることになります。その際の候補地としては、建設費用を軽減することが求められることから、現在、町が所有している土地を有効活用することが望ましいと判断し、町所有地を候補地として、下記の5ヶ所についてその適否に関する議論を行いました。

- ① 町役場庁舎内【図1の1】
- ② 町民会館南側駐車場内【図1の2】
- ③ 町役場西側の土地【図1の3】
- ④ 旧公民館の土地【図1の4】
- ⑤ 中央公園内【図1の5】

なお、上記の場所が、検討委員会の議論によって図書館等の施設建設地として適切でないと判断した場合は、民有地を含めた他の場所を選定するという2段階の議論で候補地を検討することにしました。

※町の所有地として、「旧役場跡地」「旧建設会社跡地」については、他の事業計画が検討されていることを考慮して、候補地からは除外しています。また、候補地5ヶ所の中で「旧公民館跡地(810 m²)」に対しては、図書館等の施設として十分な面積が確保できないことから最終的な候補地からは除外



しています。

(5) 候補地選定の基本的条件（第5章参照）

新しい図書館等施設の建設候補地としては、町民が利用しやすい場所、通学・買い物など町民の生活動線に近いことなどが図書館等施設の機能のみならず付加価値を高めることにつながるため、候補地の選定に関しては、下記の基本的な条件等を基に、候補地の建設優先度を評価しました。

- 気軽に立ち寄れること（住宅地の近くにあること）
- 住民の生活動線内にあること
- 十分な面積が確保できること
- 多くの人々の交通アクセスが便利なこと
（子どもや高齢者などが歩いて利用できる）
- 図書館等施設としての建築基準の確保ができること

(6) 検討委員会からの提言

基山町の望ましい図書館等の施設としては、日常の生活環境の中で、多くの人々が気楽に立ち寄れ、生涯学習の拠点として情報を提供していく施設であることが重要です。さらに付言するならば、運営費の効率化と町民ニーズへの対応を考慮すると、より多くの付加価値が創造でき、かつ実践できる場所が望まれます。

検討委員会が導き出した最終候補地としては、以下の4候補地を選定しています。

- 中央公園内
- 町役場西側の土地
- 町民会館南側駐車場内
- 町役場庁舎内

これらの候補地に関して、図書館等の施設を建設することで、新たな付加価値が創造でき、施設運営費の効率化を図るためにも、付加価値が多く創造できる場所が選択される必要があります。

各候補地に対する新たな付加価値と主な課題

候補地	創造される付加価値	主な課題
中央公園内	<ul style="list-style-type: none"> ・憩うために集う中央公園利用者が、利用できる。 ・町全域からみて多くの町民の生活動線内にある。 ・災害時の避難所として小中学校と一体となって総合的に活用でき、センター的機能の分散化に役立つ。 ・基山小中学校が、授業の一環として利用でき、町財政の効率的展開が図れる。 ・基山小・中学校(生徒約 1,100 人)の児童生徒が、ついでに利用できる。若基小学校(生徒約 300 人)も福祉バスで学年来館が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法により建築物の面積が制限(建ぺい率百分の十以内、容積率 200%以内)：建築面積 1,110 m²以内で、2階建てまでの建築が可能。
町役場西側の土地	<ul style="list-style-type: none"> ・役場周辺施設利用者が、利用できる。 ・災害時の避難所として周辺施設と一体となって総合的に活用できる。 ・東明館中・高校の生徒が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からの入口が狭い。(第 5 章参照) ・※1)
町民会館南側駐車場内	<ul style="list-style-type: none"> ・役場周辺施設利用者が、利用できる。 ・災害時の避難所として周辺施設と一体となって総合的に活用できる。 ・東明館中・高校の生徒が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町民会館利用者の駐車場の確保。(第 5 章参照)
町役場庁舎内	<ul style="list-style-type: none"> ・役場周辺施設利用者が、利用できる。 ・災害時の避難所として周辺施設と一体となって総合的に活用できる。 ・東明館中・高校の生徒が利用しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館施設としての基礎補強工事が困難。(第 5 章参照)

※1) 送電線による電磁波の影響を指摘する考えもある。(第 5 章参照)

- 町民の主要な生活動線に近いこと
- より多くの付加価値が創造できる場所であること
- 立地において多くの町民にとって利便性が高いこと
- 周辺環境との調和が図れること

以上を総合的に評価すると、最終候補地として選定した「中央公園内」、「町役場西側の土地」、「町民会館南側駐車場内」、「町役場庁舎内」の中では、現在の「中央公園内」に建設されることが、多くの付加価値が創造できる場所として最も望ましいと判断しました (表 1-1、1-2 及び図 1-1、第 5 章を参照)。

提言：最も望ましい図書館等施設の建設候補地

中央公園内

【註釈】

※町役場庁舎内への移転を望まれる声を多く聞きます。現役場は、事務所機能を持たせるために設計された建築物であり、多くの書物を開架・閉架で収蔵し、建物に大きな荷重がかかる図書館等（特殊建築物）に用途変更するには、利用者の安全を確保するため、現在の建物構造体の大規模な改築が必要になります（特に基礎構造の補強改築は困難）（第5章5.6(4)参照）。

そのためには、役場事務機能をいったん別の場所へ移設し、建物基礎構造の改築から始める必要が出てきます（改築費用は、新しい図書館建設費に近い改築費用が予想されます）。単に役場空間に書棚を設置し本を置くということでは解決できません。ただし、そこまでのリスクを背負ってでも、多くの町民が望むのであれば、町役場庁舎内への図書館等の移設も考慮する必要があるかもしれません。

※検討委員会からの提言は、あくまでも8名の委員が議論し導き出した結果です。大切なのは、この提言に基づき、一部の人々の意見ではなく、町民全体の利便性、効率性、機能性、そして創造される付加価値の増加を考慮し、公共的視野に立った判断が下されることが必要です。

表1-1 新しい図書館施設の候補地に対する評価基準及び優先順位

候補地		① 中央公園内	② 町役場西側の土地	③ 町民会館南側駐車場内	④ 町役場庁舎内	⑤ 現在の土地【参考】	⑥ 旧公民館の土地【参考】						
現在の土地利用状態		公園施設	雑草地	駐車場	町の行政業務	図書館として利用	建物と駐車場						
用地特性	用地面積(m ²)	11,140 m ²	5,998 m ²	1,650 m ²	1,400 m ² (1階フロアの面積)	1,390 m ² (河川改修後の利用可能面積)	810 m ² (河川改修後の利用可能面積)						
	用途区分	都市公園	市街化調整区域	第1種中高層住居地域	第1種中高層住居地域	市街化調整区域	第1種中高層住居地域						
	所有者	基山町	土地開発公社	基山町	基山町	基山町	基山町						
主な問題点	それぞれの候補地の主な問題点	・都市公園法における公園施設の利用可能面積は最大百分の十、容積率200%まで可能 ・建築物は、建築面積1,114m ² 、2階建まで建築可能	・生活動線から離れている ・道路からの入口が狭い(約2.9m)	・生活動線から離れている ・町民会館及び図書館利用に対する駐車場の確保	・生活動線から離れている ・現在の庁舎構造が図書館施設の設計荷重に対応できていない ・利用時期が不明である(合併問題)	・河川改修により利用可能な面積が狭くなる。	・河川改修により利用可能な用地が狭くなる						
必要な図書館延床面積と図書館用地面積		望ましい図書館施設の面積：図書館の延床面積＝1,000 m² 図書館施設の用地面積＝1,500m²											
建築面積と問題点		建築面積：1,000m ² (都市公園法による規制を受ける)	建築面積：1,000m ² (広さは、十分確保できるが入口が狭い)	建築面積：1,000m ² (町民会館の利用駐車場の確保が困難)	図書館面積：1,000m ² (利用可能時期が不明。建築構造の補強が必要)	建築面積：1,000m ² (駐車場等の確保が困難)	利用可能面積が810m ² と狭く、建築面積が確保できない						
概算の建設費 (1階コンクリート：建設単価：42万円/m ²)		4.2億円	4.2億円	5.7億円 (1階：図書館、地下：駐車場の場合)	現建築物の改修必要、特に基礎工の補強改築は困難	4.2億円	(用地面積が狭いため)比較対象外						
位置関係	場所が分かりやすいか	公園の中で分かりやすい	3	2	役場の前で分かりやすい	3	2	2					
	町の中心地か	中心地から近い	3	1	中心地から遠い	1	1	2	中心地から近い	3			
	市街化区域の比率	67%(半径1kmに占める面積)	3	32%(半径1kmに占める面積)	1	48%(半径1kmに占める面積)	2	48%(半径1kmに占める面積)	2	64%(半径1kmに占める面積)	3	67%(半径1kmに占める面積)	3
面積周辺環境	十分な広さの確保	都市公園法によると最大1,110m ² まで	2	十分な広さが確保できる	3	広さは確保できる	3	広さは確保できる	3	河川改修後の利用用地が狭い	1	河川改修後の利用用地が狭い	1
	周辺の環境状態	緑の多い公園の中	3		2		2		2		3		2
	周辺のイメージ	樹林に囲まれた施設	3		2		2		2		2		2
交通アクセス	アクセス道路の状態		3	入口の通路が狭い：約2.5m	1		3		3		2		2
	(子供・高齢者・障害者等が)歩いて行ける範囲か	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3
	駐車場の確保は十分か	十分な広さが確保できる	3	十分な広さが確保できる	3	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1
生活動線	通勤・通学路の近いか	小学校、中学校が近い	3	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校が近い	3	小学校、中学校が近い	3
	他の公共施設の近いか		2	町役場に近い	3	町役場に近い	3	町役場に近い	3		2		2
	買い物の通路の近いか	生活動線に比較的近い	2	生活動線から離れている	1	生活動線から離れている	1	生活動線から離れている	1	生活動線に比較的近い	2	生活動線に比較的近い	2
基準等(その他)	都市計画法(市街化区域)の施設の建築基準	市街化区域	3	市街化調整区域	1	市街化区域	3	市街化区域	3	市街化調整区域	1	市街化区域	3
		特に問題なし	3	特に問題なし	3	特に問題なし	3	基準を満たすため改築が必要	1	特に問題なし	3	特に問題なし	3
他の事業との関係		公園整備事業の変更が発生	1	なし	3	なし	3	なし	3	なし	3	なし	3
合計の点数			40		28		32		30		33		35
総合評価候補地の順位		都市公園法の制約を受ける	1	生活動線から離れている	6	町民会館の利用者の駐車場の確保が困難	4	図書館建築構造的に対する基礎構造等の補強が必要	5	河川改修による用地面積が狭くなり、図書館施設としての面積が不足	3	河川改修による用地面積が狭くなり、図書館施設としての面積が不足	2

- 候補地としては、町の所有地(有効利用のため)を対象に選定(①～⑥)。この中で候補地として好ましくなければ、次の段階として民有地を対象に選定する。
- 選定の判断基準を整理(表の左側に表示)している。
- 各判断基準に対して、優位度のランク付けを検討する⇒3段階方式とする【1：劣位(候補地として好ましくないと判断)、2：中間(どちらともいえない)、3：優位(候補地として適していると判断)】
- 総合的な判断⇒ランク付けの点数を合計して、合計点数が高い候補地を図書館の候補地(建設場所)として好ましい場所として評価・順位を付ける。

表1-2 6か所の候補地から絞り込んだ優先度の高い4候補地に対する評価表

候補地	①中央公園内		②町役場西側の土地		③町民会館南駐車場内		町役場庁舎内【参考】	
候補地の現状及び特徴	都市公園として利用。 治安の問題があり有効活用が望まれている。		臨時の駐車場などとして利用。 施設面積としては十分な広さが確保できる。		現在は、町民会館の駐車場（74台分）。 各種行事の場合は、駐車場が満杯である。		現在は町の行政施設として使用中。 （合併等によりスペースが余剰の場合）	
用地面積・建築建設	用地面積：11,140㎡ 建築面積：1,114㎡ 容積率200%（2階建て建築まで）		用地面積：59,998㎡ 建築面積：1,000㎡		用地面積：1,650㎡ 建築面積：1,000㎡		1階のフロア面積：1,400㎡	
第4次 基山町総合計画（マスタープラン） 【基本構想・基本計画】 （平成18年9月作成）	【基本構想】 まちづくりの目標 ◆豊かな心を育み文化を受け継ぐまち いつでも誰でも学べる生きがいがいづくり…全ての町民が生涯にわたって主体的に学習し、生きがいを持てるように、 図書館等施設の建設を進めるとともに 、世代や地域、職業を越えてお互いが学び合う学習環境づくり、人材の育成などの体制づくりに努める。 【基本計画】 いつでも誰でも学べる生きがいがいづくり ◆学習・活動の場の充実 町民の生涯学習を支援し、町の情報拠点・交流の場となる 図書館等施設の建設を進めるとともに 、施設や図書の実を図ります。							
図書館への来客手段に対するアンケート調査による利用者の付加価値 （現在の年間利用者：23,640人に対する値）	1km以内の市街化区域が3.0%増加 歩いて・自転車の方が約300人増加 現在より利用者が増加して約24,000人	3	1km以内の市街化区域が31.6%減少 歩いて・自転車の方が約2,900人減少 現在より利用者が減少して約20,700人	1	1km以内の市街化区域が31.6%減少 歩いて・自転車の方が約2,900人減少 現在より利用者が減少して約20,700人	1	1km以内の市街化区域が31.6%減少 歩いて・自転車の方が約2,900人減少 現在より利用者が減少して約20,700人	1
候補地に対する町民の意識アンケート調査 ・調査期間：平成25年1月7日～19日 ・アンケート調査の記入者：144人	全体の約29%の方が希望。	3	全体の約28%の方が希望。	3	全体の約28%の方が希望。	3	全体の約17%の方が活用を希望。 理由は、庁舎が広く感じるので有効活用としての意見。	2
周辺環境などとの調和	公園の中を予定しているの、静かな環境で、公園を散策しながら図書館の利用ができる。また、周辺への環境変化はない。	3	上空には送電線があり、電磁波の影響を指摘する考えもある。 入口の進入道路の幅が約2.9mと狭い。	1	現在の町民会館駐車場を使用するので、あらたな駐車場の確保が必要。 駐車場を確保するためには、新設する図書館の地下を駐車場として造ることも考慮する必要がある。	2	1階を利用した場合、図書館の利用時間の延長等を考慮すると施設の管理面で新たな課題が発生（行政の時間外との調整、土・日曜日に対する庁舎施設の管理方法など）。	1
建設に対する課題	①都市公園法により建築面積が制限される。公園面積の百分の十以内（1,110㎡）。 ②進行中の公園整備事業の計画変更	2	①進入道路の幅員確保が必要。	3	①駐車場を確保するためには構造が2階建てとなる（1階図書館・地下駐車） ②2階構造となり建設費が増大 ③障害者等に配慮しエレベーターが必要	1	図書館（特殊建築物）の建築基準に対応可能な基礎・床・柱の補強工事が必要。特に杭基礎の補強は、役場事務機能を維持しながらでは困難。	1
生活動線を主軸として、候補地（①中央公園地点と②庁舎付近）に対する遠方地区（鳥栖筑紫野線より西側と3号線東側）の付加価値	付加価値の高い地区：1区、2区、3区、5区、7区、8区、9区、10区、11区、12区 付加価値：33. %	3	付加価値の高い地区：3区、4区、6区、12区、14区、15区 付加価値：9%（中央公園の33%に対して低い）	1	付加価値の高い地区：3区、4区、6区、12区、14区、15区 付加価値：9. %（中央公園の33%に対して低い）	1	付加価値の高い地区：3区、4区、6区、12区、14区、15区 付加価値：9%（中央公園の33%に対して低い）	1
総合評価	①町の中心街に近い ②生活動線に近い ③付加価値が他より高い	3	①生活動線・町の中心から離れている ②遠方地区の人口に対する付加価値が9%と低い	1	①町民会館の利用者に対する駐車場（現在74台）の用地確保が困難 ②生活動線・町の中心から離れている ③遠方地区の人口に対する付加価値が9%と低い	1	①いつから利用できるか不明 ②図書館施設の建築基準に対して構造的に対応できていない。大規模な補強工事が必要（基礎の補強は困難）	1
総合評価点	17		10		9		杭基礎の補強工事が困難(第5章参照) 7	

- ① 評価は、分かりやすく3段階（1：劣位（候補地として好ましくないと判断）、2：中間（どちらともいえない）、3：優位（候補地として適していると判断））とした。
- ② 生活動線の候補地は、①中央公園地点の場合、②庁舎付近（庁舎西側値・町民会館南側駐車場・現役場庁舎を含む）の場合
- ③ けやき台（人口：4,230人）は、直線距離で評価すると②庁舎西側に近いが、実際の道路距離では、①中央公園と同じ距離であるので、①と②の地点では付加価値は同じと評価した。
- ④ 人口は、平成24年12月の行政区別人口統計表を参考とした。地区の人口は、概略人口である。町の総人口は、17,700人とした。
- ⑤ 付加価値の推定は、町の総人口に対する恩恵を受ける人口比率として推算した。

図 1-1 生活動線に対する候補地の付加価値の評価

